

令和 7 年度

第 1 8 回芽室町教育委員会会議
(公開用)

令和 8 年 3 月 2 7 日

芽室町教育委員会

会 議 録

令和８年３月２７日第１８回芽室町教育委員会会議を芽室町役場２階応接・会議室で開催した。

○開会時間 １５時００分

○閉会時間 １５時５４分

○出席委員	教育長職務代理者	鳥 本 和 宏
	委員	福 井 栄 子
	委員	松 久 大 樹
	委員	土 井 慎 悟

○欠席委員 なし

○出席職員	教育長	程 野 仁
	教育推進課長	坂 口 勝 己
	生涯学習課長	江 崎 健 一
	教育推進課課長補佐	加 藤 伸 啓
	教育推進課教育総務係長	金 須 智 秋
	生涯学習課スポーツ振興係長	梅 森 祐 之

◎日程第1「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 本日の委員会の出席は5名であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に基づき、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

これより、第18回教育委員会会議を開会いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」について、芽室町教育委員会会議規則第16条に基づき、教育長及び会議で決めた委員1名とすることから、本会議の会議録署名委員は土井慎悟委員とします。

この後の会議については6件の非公開の日程がありますので、議事進行において、提案説明の前に非公開の決定をお願いします。

日程第4「報告第34号 芽室町奨学金貸付の件」、日程第5「報告第35号 区域外就学認定の件」、日程第6「議案第47号 就学指定校変更認定の件」、日程第15「議案第56号 第12地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件」については、芽室町教育委員会会議規則第12条第1号に規定する、公開することによる個人の権利を侵害する恐れのある事項に当たりますので、非公開としたいと思いますよろしいですか。

（「異議なし」と発する声あり）

○程野教育長 日程第8「議案第49号 芽室町立学校職員任免内申の件」、追加日程第1「議案第36号 学校職員の処分の件」については、芽室町教育委員会会議規則第12条第2号に規定する任免懲罰等職員の身分取扱い、その他人事に係る事項に当たりますので、非公開としたいと思いますよろしいですか。

（「異議なし」と発する声あり）

○程野教育長 以上、6件を非公開といたします。

◎日程第2「教育長の報告」

○程野教育長 日程第2「教育長の報告」についてであります。

1点目は、先ほど黙祷をさせていただきましたが、去る3月19日夜、芽室中学校長、新倉忠司校長が急逝されたということであります。改めまして、心から哀悼の意を表するとともに、ご親族様等にお悔やみを申し上げる次第であります。

この、逝去にかかわって新聞報道もされて内示が出ましたけれども、後任には現音更町立下音更中学校長の横山一仁校長が異動するということになっております。

二つ目については、各小中学校の卒業式、中学校は13日、芽室小は23日、その他の小学校は24日に無事終えたところであります。

今後、新倉校長の逝去に伴って、しばらく特に芽中は教職員、生徒、保

護者にはいろいろ動揺があるかと思いますが、教育委員会として全力でサポートしていきたいと思ひますし、教育委員の皆様にもご理解、ご協力をお願いしたいと思ひます。

各課から報告をお願いいたします。

坂口教育推進課長。

- 坂口教育推進課長 1 ページ、教育推進課所管事業の主なものについて、ご報告させていただきます。

次期芽室町立小中学校配置計画に係る説明会として、3 月 2 日に芽室南小学校校区住民向け、3 月 17 日には「上美生小中学校校区住民向けに実施しております。

また、今月は町議会定例会の開催月でありました。3 月 3 日には議会初日ということで、令和 8 年度予算と条例改正 1 件を提案し、10 日から 13 日に開催された予算決算特別委員会の審査を経て、24 日の最終日に提案した補正予算と合わせて原案可決されております。また、17 日と 18 日には一般質問があり、堀切議員からの質問に対し、教育長が答弁したところです。

教育推進課は以上です。

- 程野教育長 江崎生涯学習課長。

- 江崎生涯学習課長 2 ページ中ほどから生涯学習課所管事務でございます。

3 月 7 日に令和 7 年度の芽室町文化賞・スポーツ等表彰式を執り行っているところでございます。

右上、3 ページになりますけれども 3 月 19 日から、本年度の中学生の国際交流訪問団派遣事業を実施しておりまして、本日、夜 10 時くらいに帰町予定でございます。

以上です。

- 程野教育長 以上、教育長の報告といたします。

◎日程第 3「報告第 33 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」

- 程野教育長 日程第 3「報告第 33 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」、説明願ひます。

坂口教育推進課長。

- 坂口教育推進課長 1 ページ、報告第 33 号についてご報告いたします。

学校教育法及び要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき認定しましたので、ご報告いたします。

2 ページをご覧ください。令和 7 年 2 月の申請数は 1 世帯で、これを認定したものであります。

3 ページは令和 8 年 3 月 1 日現在の認定総括表で、申請世帯は 114 世

帯、認定世帯は 98 世帯であります。認定世帯の内訳では、要保護世帯は 1 世帯、準要保護世帯 97 世帯で、準要保護世帯の内訳は、経済的困窮世帯 39 世帯、以下記載のとおりでございます。

不認定世帯、また認定廃止世帯については変更ありません。

ページ中段以下は、各小中学校別の認定者数、不認定者数で、準要保護認定者数につきましては、小学校 82 名、中学校 56 名、合計 138 名で、右上の表にありますように、認定率は 9.4%となっております。

4 ページにお進みください。令和 7 年度就学援助の新入学用品費入学前支給の認定総括表であります。申請世帯は 19 世帯でこれを全て認定しております。これら全ては準要保護世帯で、この内訳は経済的困窮世帯 10 世帯、以下記載のとおりでございます。

ページ中段以下は、各小中学校別の認定者数、不認定者数で、認定者は小学校新 1 年生 8 名、中学校新 1 年生 11 名で、合計 19 名となっております。

以上で、報告を終わります。

○程野教育長 本件について質疑等ございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本件について異議なしと認め、報告のとおり承認いたします。

◎日程第 4「報告第 34 号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）」

○程野教育長 日程第 4「報告第 34 号 芽室町奨学金貸付の件」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 5「報告第 35 号 区域外就学認定の件（非公開）」

○程野教育長 日程第 5「報告第 35 号 区域外就学認定の件」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 6「議案第 47 号 就学指定校変更認定の件（非公開）」

○程野教育長 日程第 6「議案第 47 号 就学指定校変更認定の件」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 7「議案第 48 号 芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件」

○程野教育長 日程第 7「議案第 48 号 芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件」、説明願います。

坂口教育推進課長。

○坂口教育推進課長 27 ページ、議案第 48 号についてご説明いたします。

芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、芽室町教育委員会事務局管理職員等の任免を行おうとするものであります。

28 ページをご覧ください。令和 8 年 4 月 1 日付けの人事異動調書であります。教育推進課長の坂口勝己は教育推進課教育総務係主査・学校配置計画担当とし、後任には町長部局・子育て支援課長の佐々木雅之を、図書館長兼図書館係長の藤澤英樹は町長部局・総務課総務係主査・記念史担当に命じ、後任には町長部局・高齢者支援課長補佐兼在宅支援係長の佐々木博史を、29 ページにお進みいただき、教育推進課教育総務係長の金須智秋は町長部局・高齢者支援課在宅支援係長とし、後任には町長部局・住民税務課納税係長の村島志津佳をそれぞれ命ずるものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは本件について異議なしと認め、議案どおり可決いたします。

◎日程第 8「議案第 49 号 芽室町立学校職員任免内申の件（非公開）」

○程野教育長 日程第 8「議案第 49 号 芽室町立学校職員任免内申の件」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 9「議案第 50 号 芽室町学校教育推進協議会委員委嘱の件」

○程野教育長 日程第 9「議案第 50 号 芽室町学校教育推進協議会委員委嘱の件」、説明願います。

坂口教育推進課長。

○坂口教育推進課長 33 ページ、議案第 50 号についてご説明いたします。

芽室町学校教育推進協議会規則に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

34 ページをご覧ください。芽室南小学校校長及び芽室中学校校長の異動に伴い、後任の各学校長である芽室南小学校新町校長及び芽室中学校横山校長をそれぞれ委嘱しようとするものであります。なお、委嘱期間は令和 8 年 4 月 1 日から、委嘱終了までであります。35 ページには、委嘱後の名簿をご用意しておりますので、参考までご参照ください。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

（「異議なし」と発する声あり）

○程野教育長 それでは本件について異議なしと認め、議案どおり可決いたします。

◎日程第 10「議案第 51 号 芽室町学校医委嘱の件」

○程野教育長 日程第 10「議案第 51 号 芽室町学校医委嘱の件」、説明願います。

坂口教育推進課長。

○坂口教育推進課長 38 ページ、議案第 51 号についてご説明いたします。

令和 7 年 3 月 31 日付け任期満了に伴い、学校保健安全法に基づき、学校医を委嘱しようとするものであります。

39 ページをご覧ください。学校医の委嘱につきましては、これまで同様、公立芽室病院の医師へ委嘱することとし、学校医委嘱予定者名簿に記載のとおり、木田和宏医師ほか 5 名に対し、委嘱期間を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間として、委嘱しようとするものであります。なお、委嘱予定者については、田中俊英副院長の退職に伴い、1 名減となります。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

（「異議なし」と発する声あり）

○程野教育長 それでは本件について異議なしと認め、議案どおり可決いたします。

◎日程第 11「議案第 52 号 芽室町学校歯科医委嘱の件」

○程野教育長 日程第 11「議案第 52 号 芽室町学校歯科医委嘱の件」、説明願います。

坂口教育推進課長。

○坂口教育推進課長 41 ページ、議案第 52 号についてご説明いたします。

令和 8 年 3 月 31 日付け任期満了に伴い、学校保健安全法に基づき学校歯科医を委嘱しようとするものであります。

42 ページをご覧ください。学校歯科医の委嘱につきましては、町内歯科医会会員で、学校歯科医委嘱予定者名簿に記載のとおり、家内典夫医師ほか 5 名に対し、委嘱期間を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間として、委嘱しようとするものであります。なお、委嘱予定者について、現在の学校歯科医からの変更はありません。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

（「異議なし」と発する声あり）

○程野教育長 それでは本件について異議なしと認め、議案どおり可決いたします。

◎日程第 12「議案第 53 号 芽室町学校薬剤師委嘱の件」

○程野教育長 日程第 12「議案第 53 号 芽室町学校薬剤師委嘱の件」、説明願います。

坂口教育推進課長。

○坂口教育推進課長 43 ページ、議案第 53 号について、ご説明いたします。

令和 8 年 3 月 31 日付け任期満了に伴い、学校保健安全法に基づき学校薬剤師を委嘱しようとするものであります。

44 ページをご覧願います。学校薬剤師の委嘱につきましては、本年度に引き続き曾根義継氏に対し、委嘱期間を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間として、委嘱しようとするものあります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

（「異議なし」と発する声あり）

○程野教育長 それでは本件について異議なしと認め、議案どおり可決いたします。

◎日程第 13「議案第 54 号 芽室町文化財保護審議会委員委嘱の件」

○程野教育長 日程第 13「議案第 54 号 芽室町文化財保護審議会委員委嘱の件」、説明願います。

生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 議案第 54 号についてご説明いたします。

45 ページです。任期満了に伴い芽室町文化財保護条例第 18 条及び第 19 条に基づき委員を委嘱しようとするものであります。

改正条例について 50 ページをお開きください。第 18 条で文化財保護審議会を置いて委員を委嘱、第 19 条ではその委員の任期は 2 年とすることが記載されているところでございます。

今回の委任につきましては 46 ページに提案する委員名簿を載せてございます。いずれも 5 名となって再任予定となっているところで、任期につきましては令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなっております。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

（「異議なし」と発する声あり）

○程野教育長 それでは本件について異議なしと認め、議案どおり可決いた

します。

◎日程第 14「議案第 55 号 芽室町スポーツ推進委員委嘱の件」

○程野教育長 日程第 14「議案第 55 号 芽室町スポーツ推進委員委嘱の件」、説明願います。

生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 議案第 55 号についてご説明いたします。

同じく、任期満了に伴いスポーツ推進委員に関する規則第 3 条及び第 4 条に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

53 ページに規則、第 3 条でスポーツ推進委員定数は 15 名以内とする。第 4 条で任期等について記載しているところでございます。

こちらの委員につきましては、追加資料で 2 ページ目になります。こちらの 10 名の委員についてご提案するところで 8 名の方が再任、2 名が新任ということで、委嘱期間につきましては令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは本件について異議なしと認め、議案どおり可決いたします。

◎日程第 15「議案第 56 号 第 12 地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件（非公開）」

○程野教育長 日程第 15「議案第 56 号 第 12 地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 16「議案第 57 号 芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員の勤務の特例に関する規則廃止の件」

○程野教育長 日程第 16「議案第 57 号 芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員の勤務の特例に関する規則廃止の件」、説明願います。

坂口教育推進課長。

○坂口教育推進課長 60 ページ、芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員の勤務の特例に関する規則を廃止しようとするものであります。

この規則については、ふるさと交流センターの勤務の特殊性に鑑み、職

員の勤務時間の取り扱いについて令和 2 年度に定めたものであります。前提としまして、この規則は町が会計年度任用職員を任用するという前提の中で勤務の特殊性を鑑みて決めた規則であります。このふるさと交流センターの運営自体は、現在、委託業務により実施しており、この規則が対象とする山村留学パート職員の任用に予定がないことから、廃止しようとするものであります。

61 ページをご覧ください。現行の規則を廃止する規則であり、附則として令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは本件について異議なしと認め、議案どおり可決いたします。

◎日程第 17「議案第 58 号 芽室町学校給食センター条例施行規則中一部改正の件」

○程野教育長 日程第 17「議案第 58 号 芽室町学校給食センター条例施行規則中一部改正の件」、説明願います。

坂口教育推進課長。

○坂口教育推進課長 61 ページ、議案第 58 号についてご説明をいたします。芽室町学校給食センター条例施行規則の一部改正しようとするものでございます。

63 ページをご覧ください。下段、説明にありますように、国及び北海道による給食費負担軽減交付金により、令和 8 年度から小学校児童に対する給食材料費が賄われるため、保護者負担金を徴収しないものとし、関連する規則を改正するものであります。また、要保護世帯については生活保護法に基づく支援を優先することから、保護者負担はないものであります。

新旧対照表でご説明しますので、64 ページをご覧ください。第 6 条の 4、こちらは学校給食費に係る規則となっております。こちらで定める学校給食費の保護者が負担する額、金額の変更はございません。改正案ただし書きとして、要保護世帯以外については徴収しないというものを加えるものであります。

これは、小学生に係る保護者負担金は徴収しないものとし、要保護世帯、いわゆる生活保護世帯については、生活保護法に基づく教育扶助が優先することから、引き続き生活保護制度による代理納付により、保護者負担金を負担願うものであります。

小学生保護者からはいただきません。生活保護を受けてらっしゃる方につきましては生活保護法に基づき代理納付負担ということになります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは本件について異議なしと認め、議案どおり可決いたします。

◎日程第 18「議案第 59 号 芽室町部活動地域移行推進協議会設置規則中一部改正の件」

○程野教育長 日程第 18「議案第 59 号 芽室町部活動地域移行推進協議会設置規則中一部改正の件」、説明願います。

生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 64 ページ、議案 59 号についてご説明いたします。

芽室町部活動地域移行推進協議会規則の一部を改正しようとするものであります。

新しい規則については 66 ページから 67 ページに記載されております。67 ページ下に説明事項がございまして、部活動の地域展開においては芽室町部活動地域移行推進協議会を令和 6 年度に設置し、令和 8 年 3 月 31 日までを任期に協議を重ねてきたところでありますが、令和 8 年以降はその体制を芽室町地域クラブ推進協議会と改め、本事業の取組を進展させることから、関係する規則の一部を改正するものであります。

新旧対照表でご説明いたしますので 68 ページをお開きください。

現行と改正案が記載してございますけれども、現行の部活動の地域移行推進協議会から地域クラブ推進協議会に名称の変更を行うとともに、名称変更に伴います改正として、地域移行から地域展開に変わるもので、その名称等については第 2 条で言及をしているところであります。

付則といたしまして、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものとなります。

こちらの委員の選任につきましては 4 月の教育委員会会議で提案してまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

松久委員。

○松久委員 移行と展開の違いというのは、展開はそこに残っているものがあるというような理解でいいですか。

○程野教育長 生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 これまで国のほうの説明では令和 4 年 12 月のガイドラ

インの中においては地域移行という言葉进行全面に出していたのですけれども、地域移行という言葉自体が中学校にある今の部活全て地域に移行するような表現は誤解を招くというところで、今回、地域展開という名称に改めまして、ガイドラインのほうにも地域展開と書いてございますけれども、名称の変更をそのようにしていることから、それに合わせて今回、名称を変更したところであります。

○程野教育長 若干補足すると、学校部活動を今日の働き方改革の観点からそのまま地域に丸投げするという、スライドするという観点ではなくて、もともと部活動は学校と家庭、地域が連携しながら展開するものだったのを去年、一気に引き受けたものを、もともとの本旨に戻して、保護者、家庭、地域がベースになりますが、そこで子供の生涯学習、スポーツという観点で、みんなで連携してやりましょうというスタンスになったということです。

それでないと学校の先生方がやってきたのを、何で私たちがやらなければならないんだという発想になる恐れがあるということです。誤解を招いていると。まだまだ学校がやるものだという、保護者、地域の方もいるので。元は学校がやっていたものでしょうと、今さら何でというところがあるので、もともと教員が主にやっていたものを地域、保護者連携でやりましょうと、学校と三者ですね。そして、持続可能な活動にしていきたいと思いますという趣旨で言葉を変えてきたと。誤解を生まないようにということであります。

これはみんなの声を聞きながら変えてきているというところでもあります。よろしいですか。

（「異議なし」と発する声あり）

○程野教育長 それでは本件について異議なしと認め、議案どおり可決いたします。

◎日程第 19「議案第 60 号 芽室町学校部活動地域展開推進計画（令和 8 年度～令和 10 年度）決定の件」

○程野教育長 日程第 19「議案第 60 号 芽室町学校部活動地域展開推進計画（令和 8 年度～令和 10 年度）決定の件」、説明願います。

生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 議案第 60 号についてご説明いたします。

芽室町学校部活動地域展開推進計画（令和 8 年度～令和 10 年度）決定の件についてでございます。

説明については、担当係長から説明します。

○程野教育長 梅森スポーツ振興係長。

○梅森生涯学習スポーツ振興係長 追加資料で説明させていただきます。4 ページをご覧ください。

記載しておりますのは芽室町学校の活動地域展開推進計画であります。

本計画につきましては、1 月 28 日にも皆様にご説明をさせていただいているところであります。この計画につきましては、2 月 12 日に開催されました第 15 回厚生文教常任委員会、翌 2 月 13 日から 3 月 13 日までまちづくり意見募集を行っております。まちづくり意見の募集に関しましては意見はゼロ件で意見はありませんでしたけれども、厚生文教常任委員会におきまして、この計画に記載をしております資料 15 ページ、芽室町地域クラブ（仮称）想定図におきまして、これは想定したものになるのですが、以前はこの真ん中の運営主体「芽室町地域クラブ」の記載の仕方で役割、協力団体と分けて記載をしておりました。

その意見の中で分けて記載をしているところが区別しないほうが分かりやすいのではないかと、この運営協議会で協力をいただく団体があるのであれば、まとめて記載をしたほうが分かりやすいのではないかとという意見があったことから、この部分を修正してございます。

そのほか、計画の内容につきましては以前、ご説明をさせていただいております内容から変更はありませんので割愛させていただきますけれども、修正につきましては今、申しました 15 ページの修正ということでございます。

この計画につきまして、意見が町民からもありませんでしたので、これにおいて決定をいただきたいというものでございます。

説明については以上です。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

（「異議なし」と発する声あり）

○程野教育長 それでは本件について異議なしと認め、議案どおり可決いたします。

◎追加日程第 1「報告第 36 号 学校職員の処分の件（非公開）」

○程野教育長 追加日程第 1「報告第 36 号 学校職員の処分の件」、説明願います。

以下、非公開

○程野教育長 今後の日程をお願いいたします。

○事務局 今後の日程になります。

4 月の定例会議につきましては 4 月 27 日を予定しております。

4 月 3 日、金曜日、13 時 30 分から芽室町立小中学校教職員辞令伝達式

を行いますのでよろしくお願いいたします。

4月8日、上美生小学校以外の小中学校の入学式、4月9日が上美生小学校の入学式となっております。

この後、17時から芽室町中央公民館図書資料室で激励会が開催されますので、出席のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○程野教育長 以上で、第18回教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名 教育長 程 野 仁

会議録署名 教育委員 土 井 慎 悟